

独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準

30 経営第 2545 号

平成 31 年 2 月 26 日

一部改正令和 2 年 3 月 3 日

一部改正令和 6 年 3 月 5 日

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定により作成された、総務大臣の定める独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たっての基準を次のとおり定める。

1 評価の基本的考え方

（1）信用基金は、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- ① 同条第 1 項第 1 号に定める各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（以下「年度評価」という。）
- ② 同条第 1 項第 2 号に定める中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）
- ③ 同条第 1 項第 3 号に定める中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「期間実績評価」という。）

（2）各事業年度の実績評価は、当該事業年度における業務の実績の全体について、別紙に定める信用基金の中期計画の中項目（以下「中項目」という。）を評価単位とし、中項目の評価、中項目の評価結果を踏まえた大項目（以下「大項目」という。）の評価及び全体の評価（以下「総合評価」という。）の 3 段階で行うものとする。

（3）中期目標の実績評価は、中期目標の期間における業務の実績の全体について、（2）の例により行うものとする。

（4）主務大臣は、評価を行うに当たって、次の事項について留意するものとする。

ア 独立行政法人の評価により適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。

イ その際、法人の事務事業の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、評価を行うに当たり、法人は、費用と効果の関係についての具体的な把握等に努めるものとし、他の法人の状況等も踏まえつつ、こうした法人の取組についても適切に評価するものとする。

ウ 信用基金については、その業務実績が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により大きな影響を受けるものであること、業務の遂行において過去に締結された契約関係の履行が業務の大部分を占めること等により、法人の裁量の範囲が限られていることから、法人の業務上の努力が直ちには実績に反映されないという当該法人特有の特殊な事情を十分に参酌するものとする。

2 各事業年度の実績評価の方法

(1) 評価項目のウエイトの設定

中期目標において重要度が高い業務とされた項目については、他の項目に比べ2倍の評価ウエイトを持つものとし、各評価項目における評価ウエイトは別紙の評価別点数表のとおりとする。

(2) 中項目の評価方法

ア 中項目の評価

中項目の評価は、中項目を細分化したもの（以下「小項目」という。）の評価結果について、

達成度合がSとされた小項目を4点

達成度合がAとされた小項目を3点

達成度合がBとされた小項目を2点

達成度合がCとされた小項目を1点

達成度合がDとされた小項目を0点

とし、その集計に当たっては、中項目に含まれる小項目の項目数に重要度が高い業務を含む小項目の項目数を加えたものに2を乗じて得た数を基準として、次の5段階評価で行うものとする。その際、重要度が高い業務を含む小項目については、点数に2を乗じるものとする。なお、小項目がない場合は、その中項目の評価指標により、次のウに準じ、5段階評価を行うものとする。

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果がある S

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上 A

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上120%未満 B

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 C

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 D

イ 小項目の評価

小項目の評価は、小項目を細分化したもの（以下「小々項目」という。）の評価結果について、

達成度合がSとされた小々項目を4点

達成度合がAとされた小々項目を3点

達成度合がBとされた小々項目を2点

達成度合がCとされた小々項目を1点

達成度合がDとされた小々項目を0点

とし、その集計に当たっては、小項目に含まれる小々項目の項目数に重要度が高い業務を含む小々項目の項目数を加えたものに2を乗じて得た数を基準として、次の5段階評価で行うものとする。その際、重要度が高い業務を含む小々項目については、点数に2を乗じるものとする。

なお、小々項目がない場合は、その小項目の評価指標により、ウに準じ、5段階評価を行うものとする。

小々項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果がある	S
小々項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上	A
小々項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上120%未満	B
小々項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満	C
小々項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満	D

ウ 小々項目の評価

小々項目の評価は、小々項目の定め方に応じて次の方法により行うものとする。

(ア) 定量評価の場合

小々項目に達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値の達成度合を踏まえ、次の5段階で行うものとする。

(中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」等とされている場合)

なお、定性的な達成度合いを考慮した上で判定するものとする。

① 困難度の設定がない場合

数値の達成度合が120%以上で、質的に顕著な成果がある	S
数値の達成度合が120%以上	A
数値の達成度合が100%以上120%未満	B
数値の達成度合が80%以上100%未満	C
数値の達成度合が80%未満	D

② 困難度「高」の場合

中期目標において困難度「高」と設定されているもの又は目標設定の時点では困難度が設定されていなかったものの、評価の時点において目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合。

数値の達成度合が100%以上で、質的に顕著な成果がある	S
数値の達成度合が100%以上	A
数値の達成度合が80%以上100%未満で、具体的な業務改善の取組が実施されている	B

「数値の達成度合が80%以上100%未満で、具体的な業務改善の取組が実施されていない」場合又は「数値の達成度合が80%未満で、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ず

- ることを命ずる必要があると認めた場合に該当せず、具体的な業務改善の取組が実施されている」場合 C
- 数値の達成度合が 80%未満で、具体的な業務改善の取組が実施されていない D

(イ) 定性評価の場合

小々項目に達成すべき定性的な目標が定められている場合には、当該目標の達成度合を踏まえ、次の 5 段階で行うものとする。

なお、当該小項目の実施状況を判断するための基準として、指標が設定されている場合には、その達成度合を考慮した上で判定するものとする。

- 所期の目標を大きく上回る顕著な成果があった S
- 所期の目標を大きく上回る成果があった A
- 所期の目標の水準を満たしている B
- 所期の目標の水準を満たしていない C
- 所期の目標の水準を満たしておらず、抜本的な改善を要する D

(ウ) 評価の修正等

小々項目の評価に当たっては、達成状況その他の要因分析を行うものとし、要因分析の結果、特に必要であると認められるものについては、評価に修正を加えることができるものとする。

また、予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、小々項目の業務を中止し、又は業務量を減らさざるを得なかった場合は、このような事情を考慮して小々項目の評価を行うものとする。

各中期目標期間の 2 年目以降の評価に当たっては、必要に応じて、前年度までの年度評価を参考にするとともに累年の業績も考慮するものとする。

エ 評価の対象外とする場合

当該事業年度においては業務を実施しないこととされている場合並びに要請などに基づく他律的な業務及び短期借入金について当該事業年度において要請などがなく業務の実績がない場合については、各事業年度の実績評価の対象外とする。

オ 自己評価結果の活用

評価に当たっては、信用基金から提出された自己評価結果を記載した評価シートを活用するものとする。

(3) 大項目の評価方法

大項目の評価は、中項目の評価結果について、

S 評価とされた中項目を 4 点

A 評価とされた中項目を 3 点

- B評価とされた中項目を2点
- C評価とされた中項目を1点
- D評価とされた中項目を0点

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に重要度が高い業務を含む中項目の項目数を加えたものに2を乗じて得た数を基準として、次の5段階評価で行うものとする。その際、重要度が高い業務を含む中項目については、点数に2を乗じるものとする。なお、中項目がない場合は、その大項目の評価指標により、5段階評価を行うものとする。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果がある | S |
| 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上 | A |
| 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上120%未満 | B |
| 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 | C |
| 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 | D |

(4) 総合評価の方法

ア 総合評価は、大項目の評価結果について、

- S評価とされた大項目を4点
- A評価とされた大項目を3点
- B評価とされた大項目を2点
- C評価とされた大項目を1点
- D評価とされた大項目を0点

とし、その集計に当たっては、大項目の項目数に重要度が高い業務を含む大項目の項目数を加えたものに2を乗じて得た数を基準として、次の5段階評価で行うものとする。その際、重要度が高い業務を含む大項目については、点数に2を乗じるものとする。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 大項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果がある | S |
| 大項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上 | A |
| 大項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上120%未満 | B |
| 大項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 | C |
| 大項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 | D |

なお、法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象が発生した場合には、評価に修正を加えることができるものとする。

イ 総合評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

- ・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
- ・予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らさざるを

得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容

- ・ 中期目標終了時点を見据えた各事業年度の業務の進捗状況、残された期間に行うべき事項等
- ・ 業務の達成度合が低く C 又は D 評価となった項目については、その状況、要因等の分析を行い、今後の改善の方向等

- 3 中期目標の期間評価（見込評価、期間実績評価）の方法
中期目標の期間評価は、上記 2 に準じて行うものとする。

- 4 第 5 期中期目標期間（令和 5 年度から令和 9 年度）における評価項目別紙の評価別点数票のとおりとする。

（別紙）評価別点数表

	小々項目	小項目	中項目	大項目	総合評価
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 農業信用保険業務					
(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け		(1)	(1)		
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保			(1) + (2) =	※中項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上(20点以上)で顕著な成果がある場合のみ「S」とする。	
ア 適切な保険料率の設定		ア～エ合計		1.農業信用保険業務	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施					
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進					
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施		(2)	(2)		第1～第4合計
2 林業信用保証業務					
(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進		ア～イ合計	(1)	2.林業信用保証業務	
ア 融資機関等に対する普及推進の取組			(1) + (2) =		
イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達の円滑化の支援					
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保		ア～エ合計	(2)		
ア 適切な保証料率の設定					
イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施					
ウ 求償権の回収の取組の実施					
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施		(2)	(2)		
3 漁業信用保険業務					
(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け		(1)	(1)		
(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保			(1) + (2) =	3.漁業信用保険業務	
ア 適切な保険料率の設定		ア～エ合計			
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施					
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進					
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施		(2)	(2)		
4 農業保険関係業務				4.農業保険関係業務	
5 漁業災害補償関係業務				5.漁業災害補償関係業務	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 事務の効率化（令和4年度対比5%以上の調査研究費、委託業務費及び業務管理費の削減）				1～4合計	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
2 経費支出の抑制（令和4年度対比20%以上の一般管理費の抑制）					
3 デジタル化の推進					
4 調達方式の適正化					
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 健全な業務収支の維持・確保					
2 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画					
3 決算情報・セグメント情報の開示					
4 長期借入金の条件					
5 短期借入金の限度額					
6 不要財産の処分に関する計画					
7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画					
8 剰余金の使途					
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
1 施設及び設備に関する計画			1	1～4合計	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）			2		
3 積立金の処分に関する事項			3		
4 その他中期目標を達成すつために必要な事項					
(1) ガバナンスの高度化			(1),(2)合計	※中項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上(20点以上)で顕著な成果がある場合のみ「S」とする。	
(2) 情報セキュリティ対策				4	